

1. 研究課題名：法創造教育方法の開発研究－法創造科学に向けて

2. 研究期間：平成14年度～平成18年度

3. 研究代表者：吉野 一（明治学院大学・大学院法務職研究科・教授）

#### 4. 研究代表者からの報告

##### (1) 研究課題の目的及び意義

法創造とは、適切な問題解決のために法を新たに創り出すことであり、立法ばかりでなく、法の適用過程でも行われる。急激に変化する社会的状況に対応して法創造的能力を備えた法律家の育成が急務となっている。本研究は、法適用における法創造の原理と方法を科学的に解明し、それに基づいて、わが国における新しい法創造教育方法を開発する。それを通じて「法創造の科学」への道を切り開く。このために、次の4つの研究課題を設け、その成果の相互連関と統合として頭首の目的を実現する。

①法創造基礎の理論的解明では、法創造の論理構造を明らかにし、正義判断の推論の論理分析、法社会学、経済学等の視点からの仮説を評価する基準を検討することによって法創造を基礎付ける。②実務と教育における法創造の実際の解明では、米国のロースクールの教育事例の調査、わが国のそれとの比較分析、契約書作成に至る実務の事例分析とを通して法学教育における法創造の実際の解明する。③法創造教育方法の開発では、①および②の知見に基づいて、また次の④で開発されたシステムを活用して創造的な法的思考を育成するための新たな法学教育方法－法創造教育方法－を開発する。④法創造教育支援システムの開発では、③の法創造教育方法を支援するために、a) 法的仮説生成・検証システム、b) 法的論争システム、c) 知識ベースシステムおよびd) 法律 e-learning システムからなる法創造教育支援システムを開発する。以上の研究を統合して法創造教育方法を開発する。

##### (2) 研究成果の概要

①法創造基礎の理論的解明。法適用における法創造推論が、証明目標の創設、事件データからの事実文の創設、法データからの適用法文の創設からなり、この法文の創設は解釈による法規の具体化と体系化からなること、その論理構造、そして創設された法文は反証推論を通じてその妥当性が吟味される推論構造とが、解明された。また法文の妥当性を評価する基準が国民の価値意識の法社会的調査と法と経済学の観点とから同定された。②実務と教育における法創造の実際の解明。プロブレムメソッドで事例問題の解決により知識を獲得させ、ケースメソッドで個々のケースからルールを発見・創設させ、ソクラティックメソッドおよびディスカッションメソッドで対話と論争により仮説法命題の着想と吟味を促す諸契機が具体的に解明された。大陸法の法解釈の分析により解釈における法創造的思考の要素も解明された。契約実務の分析により契約諸作成の制約原理が解明された。③法創造教育方法の開発。①と②に基づき④を活用する法創造教育の諸方法が開発された。例えば、リアルな事例問題について、原告あるいは被告の立場に立って証明目標を定立し、これを論証するために事件データと法データから事実文と法文を創設し、法律構成文書を作製・創設し、論争支援システムを用いてサイバー模擬法廷で（立場も入れ替えて）論争するという方法である。④法創造教育支援システムの開発。e-learning システム、法律知識ベースシステム（LES-7、LES-8）、ソクラティックメソッド支援システムの実現、仮説の生成検証のための推論機構の設計、そしてオンライン論争支援システムが開発された。以上を総合して実践的に有効な法創造教育方法が開発された。

#### 5. 審査部会における所見

B（期待したほどではなかったが一応の進展があった）

新しい法創造教育方法の開発という点で、一定の成果はあった。しかし、開発した教育方法の評価の点で今回報告された評価方法だけでは不十分であり、WEBの記録分析などによる法創造的思考力の育成の効果分析、カリキュラムのシークエンスの明確化などの評価分析が必要である。また、法創造推論の論理構造の解明が研究成果とされているが、従来の法解釈論争等で確認されてきたものを自己流に言い替えたにすぎず、新しいものではない。当初の研究目的に比べ、達成された成果はIT教育に関するものが中心であり、本質的な新しい成果が何であったのかが不明瞭である。ただし、開発された教育方法は工夫と努力が感じられるものであり、積極的な利用を可能にするように提供を望みたい。